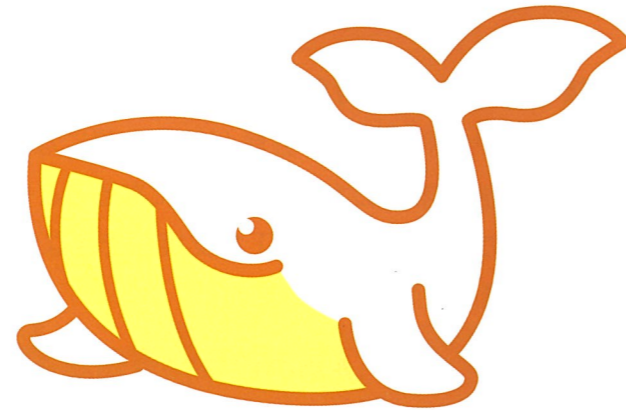


成年後見(せいねんこうけん)センター・リーガルサポートとは？

成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見業務を行う司法書士の団体です。各都府県に1つずつ(北海道は4つ)、合計50の支部があります。

司法書士は、これまで、重要な権利の保護や民事紛争の解決など、皆様のそばで、身近な暮らしの法律家としての役割を果たしてきました。家庭裁判所から既に多くの会員が後見人等に選任され、法律家としてのノウハウを生かして、全国で活躍しています。

また、成年後見相談会や常設の成年後見相談も行っておりますので、ぜひお気軽に、最寄りの支部にご相談ください。



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
<https://www.legal-support.or.jp/>



リーガルサポートのホームページには、音声読み上げ機能があります！

お問合せはお近くの支部まで **HP** マークのある支部にはホームページがあります

リーガルサポート		検索
札幌支部 011-280-7078 HP	静岡支部 054-289-3999	山口支部 083-924-5220 HP
函館支部 0138-27-2345 HP	山梨支部 055-254-8030 HP	岡山支部 086-226-0470 HP
旭川支部 0166-51-9058	なごの支部 026-232-7492 HP	鳥取支部 0857-24-7013 HP
釧路支部 0154-41-8332	新潟県支部 025-244-5141	しまね支部 0854-22-1026
宮城支部 022-263-6786	愛知支部 052-683-6696 HP	香川県支部 087-821-5701 HP
ふくしま支部 024-533-7234	三重支部 059-213-4666	徳島支部 088-622-1865 HP
山形支部 023-623-3322	岐阜県支部 058-259-7118	高知支部 088-825-3141
岩手支部 019-653-6101	福井県支部 0776-30-0016	えひめ支部 089-941-8065
秋田支部 018-824-0055	石川県支部 076-291-7070	福岡支部 092-738-1666 HP
青森支部 017-775-1205	富山県支部 076-431-9332	佐賀支部 0952-29-0626
東京支部 03-3353-8191 HP	大阪支部 06-4790-5643 HP	長崎支部 095-823-4710
神奈川県支部 045-640-4345 HP	京都支部 075-255-2578 HP	大分支部 097-532-7579
埼玉支部 048-845-8551 HP	兵庫支部 078-341-8686 HP	熊本支部 096-364-2889 HP
千葉県支部 043-301-7831	奈良支部 0742-22-6707 HP	鹿児島支部 099-251-5822
茨城支部 029-302-3166 HP	滋賀支部 077-525-1093	宮崎県支部 0985-28-8599
とちぎ支部 028-632-9420	和歌山支部 073-422-0568	沖縄支部 098-867-3526
群馬支部 027-224-7771 HP	広島県支部 082-511-0230	本部 03-3359-0541 HP

当法人と類似名称を使用する団体があります。
 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートであることをご確認の上ご利用ください。

ご存知ですか？

せいねんこうけん

成年後見制度



リーガルサポート

LEGAL SUPPORT

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

いつも、あなたのそばに。



公益社団法人
 成年後見センター・リーガルサポート

1 ページ

木村家の人々

2 ページ

1 成年後見制度って、なに？

2 どのように支援するの？

3 ~ 6 ページ

3 チャートでわかる利用手順

7 ページ

4 成年後見登記制度

8 ~ 9 ページ

5 成年後見制度と関連する制度

1 介護保険制度
 2 新しい障害者福祉制度

3 成年後見制度利用支援事業

4 公益信託 成年後見助成基金

5 日常生活 自立支援事業

6 市民後見人 市町村による育成事業

7 後見制度支援信託 制度をめぐる新たな動き

10 ~ 11 ページ

1 私たちと成年後見制度

1 リーガルサポートの誕生

2 成年後見制度における司法書士の活躍

3 リーガルサポートは元気なうちからトータルなサービスを提供します

12 ページ

2 成年後見制度を安心してご利用いただくための工夫

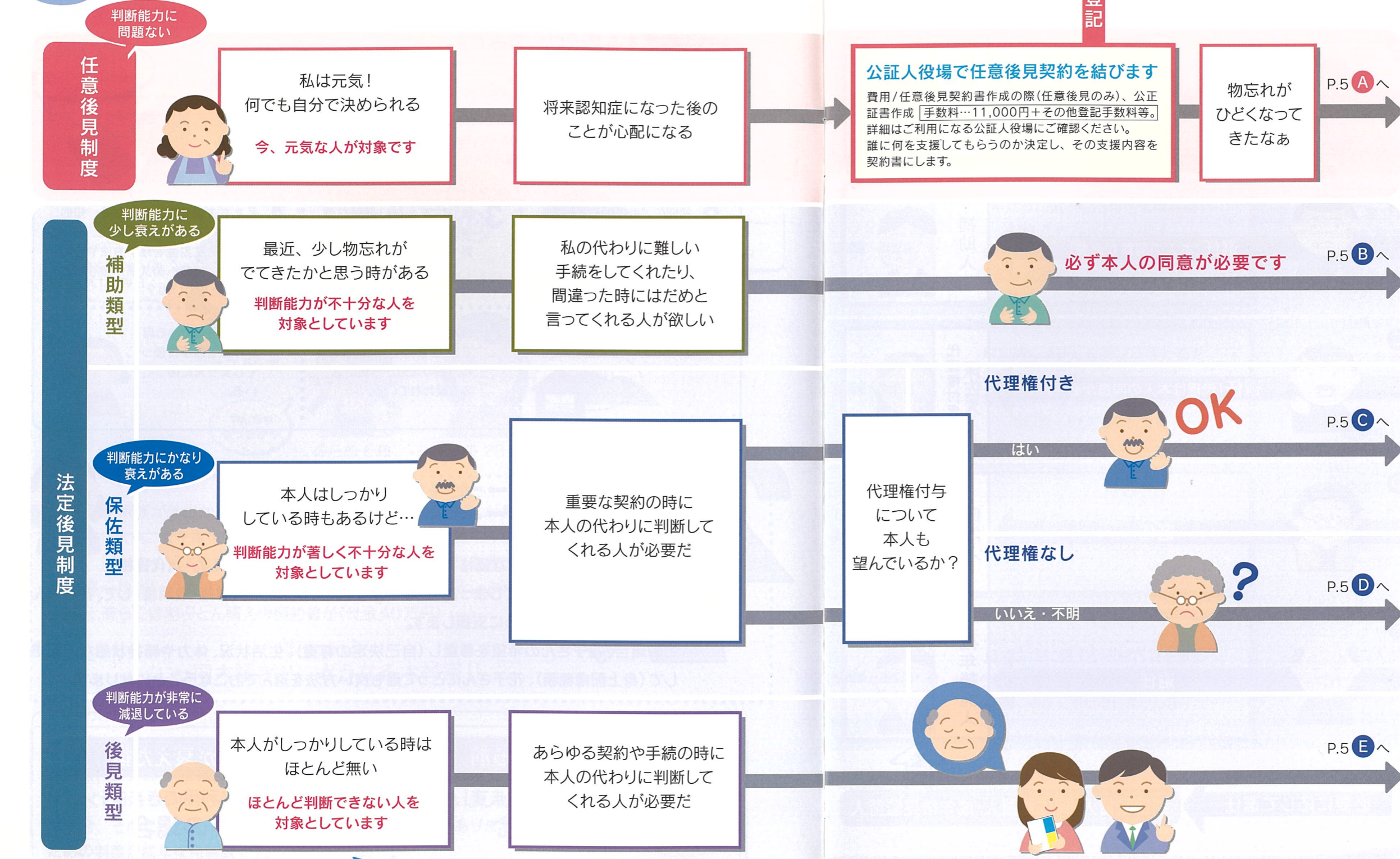
13 ページ

3 リーガルサポートのしくみと組織

14 ページ

4 その他の活動 成年後見制度普及活動

3 チャートでわかる利用手順



家庭裁判所 その1

申立

- 申立出来る人**
本人・配偶者・4親等内の親族等。
身よりのない方の場合には市町村長にも法定後見開始の審判の申立権が認められています。
- 必要なもの**
申立書・戸籍謄本・住民票・診断書等
- 費用**
〈申立手数料〉
1件800円の収入印紙
〈登記手数料〉
2,600円分の収入印紙
〈通信費〉
切手(各家庭裁判所で異なります)

なお、申立書の作成や申立手続を司法書士や弁護士に依頼する場合は、その司法書士・弁護士に報酬を支払う必要があります。(申立書の作成や申立手続を業務としてできるのは司法書士と弁護士だけです)

リーガルサポートは、
このようにお手伝いします。

まずご相談ください

お話を伺いながら、一番ふさわしいと思われる方法を提案します。
詳しくは、最寄りの支部にお問い合わせください。

任意後見契約を結びたい場合

- 契約書を作るためのアドバイスをします。
- ご希望があれば、将来あなたを支援するリーガルサポートの会員をご紹介します。
- 元気なときからの支援も可能です。

家庭裁判所への申立

お話を聞いて、家庭裁判所に提出する書類を作成します。
皆様を支援する成年後見人等の候補者になります。

次のページで家庭裁判所からの流れを見ましょう